平成２９年（フ）第１２４号
埼玉県入間市宮寺4076番地２　カメリアⅢ103
債務者　宮坂　敏行
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９３号
埼玉県坂戸市関間１丁目15番74号　猶き荘Ａ棟
債務者　大賀　和美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１４号
埼玉県飯能市新町31番10号　第２弥生荘103、前住所神奈川県相模原市中央区田名1636番地リバーサイド清水105
債務者　清水　香代（旧姓加藤・石川）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５５号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目11番27―103号ドミール・ピア
債務者　堀田　裕子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６号
愛知県一宮市神山１丁目８番10号　レオパレス神山203号
債務者　山田　宏之
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５７号
愛知県一宮市神山１丁目８番10号　レオパレス神山203号
債務者　山田　志津
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６２７号
大阪府八尾市高砂町２丁目45番地の８
債務者　岡邨　　洋
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３４５号
大阪市東淀川区大桐２丁目７番14―506号
債務者　佐々木和也
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７３号
大阪市天王寺区生玉町12番３号　シティコート高津エレガンス502号、前住所大阪市中央区南船場１丁目３番21号　802号
債務者　ＯＨＡＲＩＫＯ　ＰＬＡＮＮＩＮＧこと　市來　辰己
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７２号
大阪市中央区島之内２丁目10番23―802号
債務者　田澤　静香
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７３３号
大阪府八尾市恩智中町５丁目22番地　メゾンルミエール203号
債務者　山中　由紀
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７９１号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番36号　ケアホーム加美301号室、前住所大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―233号
債務者　西貴木材工芸こと　西畑　正一
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７９６号
大阪府東大阪市上石切町１丁目７番38号、前住所大阪府大東市御供田４丁目５番１号　美咲文化２Ｆ
債務者　楠本　浩康
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７９９号
大阪府東大阪市寿町１丁目２番29号　スター寿町ビル　25号
債務者　石田　憲子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３７号
大阪府茨木市小柳町12番16号　プレシャスマンション　202号
債務者　グッドライフ吹田店こと　北森　勝彦
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９００号
大阪市旭区森小路２丁目２番12号　なにわビル　301
債務者　パナテック大阪こと　上田　進康
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部